

「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について（報告）

1 背景

農薬原体の成分規格が設定されている農薬について、農薬原体の製造方法の変更等を行う場合には、変更後の新たな農薬原体と初めに設定した成分規格の根拠となった農薬原体それぞれの成分及びその含有濃度を比較して、同等かどうかを判断することとしている（農薬原体の同等性の評価方法について（令和元年9月6日農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会決定）。以下「農薬原体部会決定」という。）。

農業資材審議会農薬分科会検査法部会において、初めて成分規格の設定が了承されてから約7年が経過し、上記に従って同等と判断された後、さらに別の製造方法による新たな農薬原体について審議を要する事例も生じているが、比較する際の参照元は初めに設定した成分規格の根拠となった農薬原体であり、過去に同等と判断した際の審議内容は考慮されていない。

2 農薬原体部会決定の改正

農薬原体部会で農薬原体の同等性を審議した際には、その審議結果を踏まえ、必要に応じ、次回以降に同等性を審議する際の参照元となる規格（参照規格）を更新することとし、農薬原体部会決定を資料16－1のとおり改正したので、農業資材審議会農薬分科会に報告する。